

(写)

7 三総政第 206 号

令和 7 年 6 月 19 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 7 年第 2 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第35号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 34 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

あ い はら かず たね
栗 飯 原 計 胤

令和 7 年 6 月 19 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

人権擁護委員の候補者を推薦するため、本案を提出します。

参考法令

人 権 擁 護 委 員 法 抜 粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下省略）

1 略 歴

氏 名	栗飯原 計胤
現 住 所	東京都三鷹市

職 歴 等

令和 3 年 3 月	栗飯原行政書士事務所開設、現在に至る。
令和 4 年 4 月	公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ正会員、現在 に至る。
令和 6 年 3 月	三鷹市地域ケアネットワーク・東部委員、現在に至る。

2 任 期

令和 7 年10月 1 日から令和10年 9 月30日まで

議案第 35 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を三鷹市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

ほん ぼう け い こ
本 坊 憲 緯 子

令和7年6月19日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

提案理由

固定資産評価審査委員会委員を選任するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 税 法 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 (第1項及び第2項省略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(以下省略)

1 略 歴

氏 名	ほん ぼう け い こ 本 坊 憲 緯 子
現 住 所	東京都世田谷区

職 歴 等

平成 15 年 10 月	弁護士登録
令 和 2 年 5 月	本坊法律事務所開設、現在に至る。
令 和 4 年 7 月	三鷹市固定資産評価審査委員会委員、現在に至る。

2 任 期

令和 7 年 7 月 1 日から令和10年 6 月30日まで